

広報普及委員会規定

制定：平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規定は、広報普及委員会（以下委員会という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(委員)

第2条 委員会は、総務財務部門担当の副会長、広報普及委員会担当理事及び所管委員会の委員長並びに委員長が推薦し会長が委嘱する委員をもって構成する。

2、委員の任期は2年間とし、重任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員長は総務財務部門担当の副会長とする。

(職務)

第4条 委員会は次の事項を審議し、必要に応じ理事会に付議する。

- 1) 広報に関する基本方針
- 2) 個別の広報に関する重要な事項
- 3) 本会への講演、取材依頼等への対応
- 4) ホームページの運営方針及びホームページ運営に関する重要な事項
- 5) 出版規定で定める委員会の審議事項
 - ①図書の出版
 - ②著作権の譲渡
 - ③図書の頒価の決定及び変更
 - ④報酬内規の変更
- 6) 出版規定の改廃
- 7) 所管委員会に関する重要な事項

(理事会への報告)

第5条 委員会は年に1回（4月）、本会の図書の出版及び販売の状況を理事会に報告する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が必要のつど招集し運営にあたる。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、委員会の決議により理事会が決定する。

附則

この規定は、平成23年4月1日より施行する。